

アルミ缶の持ち去り行為は禁止です

●アルミ缶の持ち去り行為を目撃したら、情報をお寄せください。

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、市民が所定の場所に出したアルミ缶等を持ち去る行為は、禁止されています。市が収集したアルミ缶等の売却益は、行政の貴重な収入でもあるため、持ち去り行為を目撃した場合は、日時、場所、持ち去り行為者の特徴や車両ナンバーなどの情報を環境課までお寄せください。



●前日に出してしまうと、持ち去りの被害に合いやすくなります。

ごみは、収集日の前日に出すのではなく、必ず収集日の朝 8 時 30 分までに出してください。アルミ缶の持ち去り行為は、収集日当日の早朝に行われることが多いため、前日に出してしまうと、持ち去りの被害に合う可能性が高くなります。

●「まちなか清掃員」を募集しています。

アルミ缶等を持ち去ることを自立の手段としている方もいると想定されることから、福祉的な観点も勘案し、石垣市では「まちなか清掃員」を募集しています。年収が国民年金満額支給額未満の 65 歳以上の高齢者の方に、毎週火曜日と金曜日の午前 7 時から午前 9 時までの間のうち 1 時間程度、主要道路の美化活動を行っていただき、1 日あたり 1,000 円を支給する制度です。環境課窓口にて所定の応募用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。



【問合せ】市役所環境課 ☎ 0980-82-1285

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

●年末調整や確定申告には控除証明が必要です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和 4 年中（令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に納められた保険料の全額です。

※令和 4 年中であれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

本年中に納付した保険料について、控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族（配偶者、お子様等）の負担すべき保険料を支払っている場合は、ご自身の保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れの無いようキチンと納めましょう！



【問合せ】「ねんきん加入者ダイヤル」

☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）

※050 から始まる電話からは ☎ 03-6630-2525

マイナンバーカード出張申請窓口 in 真喜良小学校

●マイナンバーカードの申請・写真撮影などを完全サポートいたします。

最大 20,000 円分のポイントがもらえる！マイナンバーカードの申請は年内に！

- ・日時：12 月 4 日 9 時～16 時
- ・所要時間：15 分程度
- ・対象者：初めてマイナンバーカードの申請をする方。

※手ぶらで申請が可能ですが、後日、市役所でのマイナンバーカードの受け取りが必要です。郵送でカードの受け取りを希望する方は、本人確認書類と通知カードまたは個人番号通知書（持っている方のみ）を会場に持参してください。

※小学校の運動場には駐車できません。



【問合せ】市役所市民課 ☎ 0980-82-1260